

藤沢市立中学校教員の懲戒処分について

1 職員

教諭（臨時的任用職員、47歳 女性）

2 事案の概要

当該教諭は、生徒3名に対し、次の行為を行った。

- ・令和3年9月17日（金）頃から同年11月10日（水）までの間、学校の指導に反し、SNSによりやりとりを行った。
- ・令和3年11月3日（水・祝）から同年11月4日（木）までの間、SNSにより、担当する教科の後期中間試験の問題及び解答の一部を送信し、うち生徒2名に対し、他の生徒に送信するよう指示した。
- ・令和3年11月8日（月）、SNSにより、同日実施予定のリスニングテストの解答を送信した。

3 発覚の経緯・事案発覚後の状況

令和3年11月9日（火）	複数の生徒から別の教諭に、当該教諭が後期中間試験の問題を漏えいしているとの訴え
11月10日（水）	当該生徒や関係生徒への聞き取りを行い、事実が判明
同日	校長から市教委に事故の報告
11月11日（木）	市教委から県教委に事故の報告
11月12日（金）	3学年の臨時学年集会を開催し、生徒に説明と謝罪
11月15日（月）	3学年の臨時保護者説明会を実施
同日	市立小・中・特別支援学校校長会にて全校長に注意喚起
同日	市教委は、記者発表
11月16日（火）	後期中間試験の再試験実施
同日	1・2学年の臨時保護者説明会を実施
11月17日（水）	リスニングテストの再試験実施
11月18日（木）	市教委は、県教委へ事故報告書の提出
11月19日（金）	県教委は、当該教諭等に対し、事情聴取
11月29日（月）	県教委は、懲戒処分を実施

4 県教育委員会による懲戒処分の程度

「停職6月」（根拠法規 地方公務員法第29条）

処分年月日

令和3年11月29日

以 上